



山形県公報

平成24年8月28日(火)
第2372号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(森 林 課) ……1013
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……1014
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……1015
- 建設業法に基づく監督処分……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……1016
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………1017
- 政治団体の解散……………1018
- 資金管理団体の指定……………1019
- 資金管理団体の指定の取消……………同
- 平成23年4月10日執行山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管 財 課) ……1021
- 大規模小売店舗の新設に係る住民等の意見……………(商業・まちづくり振興課) ……1022
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監 査 委 員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第852号

山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林施業支援事業補助金交付規程(昭和36年4月県告示第261号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「森林施業計画の認定を受けた者(森林法(昭和26年法律第249号))」を「森林経営計画の認定を受けた者(森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項の規定による森林経営計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、森林施業計画の認定を受けた者(森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)による改正前の森林法(以下「旧法」という。))に、「の規定」を「(旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定」に、「及び特定間伐等促進計画」を「、特定間伐等促進計画」に、「位置付けられた者」を「位置付けられた者及び森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し、同法第10条の11の4第1項(同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による知事の裁定を受けた者」に、

|            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 広葉樹林化等整備   | 市町村、森林組合等、森林整備法人等<br>及び特定非営利活動法人等     |
| 被害森林整備     |                                       |
| 保全松林緊急保護整備 | 市町村、森林所有者、森林組合等、森<br>林整備法人等及び森林所有者の団体 |

を

|            |                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------|
| 広葉樹林化等整備   | 市町村、森林組合等、森林整備法人等<br>及び特定非営利活動法人等                        |
| 被害森林整備     | 市町村、森林組合等、森林整備法人等、<br>特定非営利活動法人等及び森林経営計<br>画の認定を受けた者     |
| 保全松林緊急保護整備 | 市町村、森林所有者、森林組合等、森<br>林整備法人等、森林所有者の団体及び<br>森林経営計画の認定を受けた者 |

に、「及び森林施業計画の認定を受けた

者」を「、森林経営計画の認定を受けた者及び森林施業計画の認定を受けた者」に、「森林施業計画の認定を受け  
た者及び」を「森林経営計画の認定を受けた者、森林施業計画の認定を受けた者及び」に、

|           |  |
|-----------|--|
| 造林未済地緊急造林 |  |
|-----------|--|

を

|                   | 造林未済地緊急造林  |                                                              |                         |
|-------------------|------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 農業用水保全の<br>森づくり事業 | 広葉樹林化等整備   | 市町村、森林組合等、森林整備法<br>人等及び特定非営利活動法人等                            | 基準額の40%<br>に相当する額<br>以内 |
|                   | 被害森林整備     | 市町村、森林組合等、森林整備法<br>人等、特定非営利活動法人等及び<br>森林経営計画の認定を受けた者         |                         |
|                   | 保全松林緊急保護整備 | 市町村、森林所有者、森林組合等、<br>森林整備法人等、森林所有者の団<br>体及び森林経営計画の認定を受け<br>た者 | 基準額の70%<br>に相当する額<br>以内 |
| 漁場保全の森づ<br>くり事業   | 広葉樹林化等整備   | 市町村、森林組合等、森林整備法<br>人等及び特定非営利活動法人等                            | 基準額の40%<br>に相当する額<br>以内 |
|                   | 被害森林整備     | 市町村、森林組合等、森林整備法<br>人等、特定非営利活動法人等及び<br>森林経営計画の認定を受けた者         |                         |
|                   | 保全松林緊急保護整備 | 市町村、森林所有者、森林組合等、<br>森林整備法人等、森林所有者の団<br>体及び森林経営計画の認定を受け<br>た者 | 基準額の70%<br>に相当する額<br>以内 |

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林施業支援事業補助金交付規程の規定は、平成24年度分以  
後の補助金について適用する。

山形県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年 8 月28日から同年 9 月10日まで縦覧  
に供する。

平成24年 8 月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|-------------------------------------------|------|-------------------|---------|
| 西置賜郡小国町大字今市字今市732番1から<br>同 大字尻無沢字坂下289番まで | 旧    | 27.0メートル<br>} 8.8 | 140メートル |
| 同 上                                       | 新    | 12.0メートル<br>} 7.5 | 同 上     |

#### 山形県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年8月28日から同年9月10日まで縦覧に供する。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字今市字今市732番1から  
同 大字尻無沢字坂下289番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年8月28日

#### 山形県告示第855号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日 平成24年8月22日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 安藤建設株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 東田川郡庄内町余目字月屋敷236番地の1
  - (3) 代表者の氏名 安藤 正明
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-20）（特-23）第700403号

#### 3 処分の内容

土木工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年9月4日から同月10日までの7日間の営業の停止

#### 4 処分の原因となった事実

山形県が発注した工事に関し、安藤建設株式会社の元社員が刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項の規定により禁錮1年6月の刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第1号に該当する。

#### 山形県告示第856号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第5項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成24年8月31日（金） 午後2時から
- 2 場 所 西置賜郡小国町大字岩井沢字中道南四523番地1

- 西置賜行政組合消防署小国分署 2階会議室
- 3 申請者 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地  
小国町長 盛田信明
- 4 建築物の計画 小国都市計画区域内の第一種住居地域である小国町大字岩井沢地内での自動車車庫の新築（鉄骨造平屋建て、延べ面積 557.75平方メートル）

山形県告示第857号

次の開発行為は、完了した。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年7月10日 指令村総建第5009号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金瓶字山ノ上113番、124番2、124番3、127番1、127番2、129番、130番、131番、132番1、133番3、134番、135番、136番第1、136番第2、137番、138番、139番、142番、143番、144番1、144番2、145番、146番1、146番2、146番3、147番、147番先、148番2、151番3、152番、153番、154番、155番、162番1、173番、174番8、110番の一部、112番の一部、114番の一部、115番1の一部、117番3の一部、124番1の一部、125番1の一部、126番1の一部、128番の一部、140番の一部、141番の一部、156番の一部、158番の一部、160番の一部、161番の一部、162番の2の一部、163番の一部、164番の一部、168番の一部、170番1の一部、171番1の一部、172番の一部、174番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
上山市金瓶字湯坂山20番地の1  
株式会社ニュートラックかみのやま

山形県告示第858号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第314号
- 2 指定の場所 南陽市宮内2478番3の一部
- 3 道路の現況 幅員5.0メートル、延長25.00メートル
- 4 指定年月日 平成24年8月17日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年8月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日     |
|----------|--------|----------|----------------------|-----------|
| 田中あきら後援会 | 成田邦彰   | 斉藤健一     | 東田川郡三川町大字押切新田字豊秋31-1 | 平成24.7.27 |

|               |         |         |              |           |
|---------------|---------|---------|--------------|-----------|
| 元 気 ！ や ま が た | 岡 田 久 一 | 伊 勢 和 正 | 山形市緑町四丁目3番9号 | 同<br>8. 2 |
|---------------|---------|---------|--------------|-----------|

山形県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異 動 事 項    | 内 容              |                    | 届出年月日          |
|--------------|------------|------------------|--------------------|----------------|
|              |            | 新                | 旧                  |                |
| 自由民主党山形県宅建支部 | 代表者の氏名     | 早 坂 卓 夫          | 石 川 信 美            | 平成<br>24. 6. 6 |
|              | 会計責任者の氏名   | 渡 邊 正 敏          | 田 所 敬 子            |                |
| 公明党置賜総支部     | 主たる事務所の所在地 | 米沢市矢来1丁目2-17     | 米沢市下花沢1丁目8番13号     | 同<br>7. 10     |
|              | 代表者の氏名     | 佐 藤 弘 司          | 吉 田 芳 一            |                |
|              | 会計責任者の氏名   | 鏡 善 弘            | 佐 藤 弘 司            |                |
| 公明党庄内総支部     | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市外内島字信州川原12-36 | 鶴岡市日吉町10-40        | 同<br>7. 11     |
|              | 会計責任者の氏名   | 佐 藤 猛            | 石 井 秀 夫            |                |
| 公明党村山総支部     | 主たる事務所の所在地 | 天童市泉町2-11-32     | 西村山郡河北町大字谷地字月山堂429 | 同<br>7. 12     |
|              | 代表者の氏名     | 後 藤 和 信          | 漆 山 光 春            |                |
| 公明党最上総支部     | 主たる事務所の所在地 | 村山市大字土生田1019     | 新庄市城南町7-31         | 同              |
|              | 代表者の氏名     | 秋 葉 新 一          | 金 利 寛              |                |
|              | 会計責任者の氏名   | 高 橋 富美子          | 笹 原 光 政            |                |
| 公明党山形総支部     | 代表者の氏名     | 折 原 政 信          | 菊 池 文 昭            | 同              |
|              | 会計責任者の氏名   | 武 田 新 世          | 折 原 政 信            |                |
| 民主党山形県総支部連合会 | 代表者の氏名     | 鹿 野 道 彦          | 和 嶋 未 希            | 同<br>7. 13     |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 異動事項       | 内 容             |                  | 届出年月日       |
|---------------|------------|-----------------|------------------|-------------|
|               |            | 新               | 旧                |             |
| 本間しんいち後援会     | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市羽黒町川代字中川代245 | 鶴岡市羽黒町荒川字西田167-1 | 平成24. 3. 14 |
| 熊谷晃一を支える会     | 主たる事務所の所在地 | 山形市釈迦堂11        | 山形市南館2-7-45-408  | 同 3. 19     |
| 山形県土地改良政治連盟   | 会計責任者の氏名   | 東海林 廣 幸         | 渡 部 一 之          | 同 5. 8      |
| 草島進一後援会草進会    | 政治団体の名称    | 草島進一後援会草進会      | 草島進一を応援する会       | 同 6. 5      |
|               | 代表者の氏名     | 草 島 進 一         | 草 島 裕 子          |             |
| 山形県不動産政治連盟    | 会計責任者の氏名   | 早 坂 卓 夫         | 西 村 文 男          | 同 6. 6      |
| 八島伝内後援会       | 代表者の氏名     | 嘉 藤 守           | 長 岡 正 明          | 同 6. 26     |
|               | 会計責任者の氏名   | 佐 原 一 治         | 那 須 博            |             |
| 佐藤正夫後援会       | 代表者の氏名     | 佐 藤 和 夫         | 大 木 萬 助          | 同 7. 4      |
| 日本薬業政治連盟山形県支部 | 代表者の氏名     | 井 上 三 千 夫       | 加 藤 康 則          | 同 7. 9      |
| 明るい酒田市民の会     | 会計責任者の氏名   | 西 村 修           | 尾 沼 馨            | 同 7. 13     |

山形県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年8月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名    | 解散年月日       |
|--------------|-----------|-------------|
| 大武伸彦しゃくやく後援会 | 山 村 俊 光   | 平成22. 3. 19 |
| 佐藤正夫後援会      | 佐 藤 和 夫   | 平成22. 12. 1 |
| あべ典子を励ます会    | 阿 部 典 子   | 平成23. 12. 4 |
| 増川おさむを励ます会   | 増 川 信 一 郎 | 平成24. 3. 30 |
| 川西町岸宏一後援会    | 小 形 昭 平   | 平成24. 5. 21 |

**山形県選挙管理委員会告示第40号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成24年8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名  | 届出年月日      |
|---------|---------|------------|--------------|---------|------------|
| 草 島 進 一 | 山形県議会議員 | 草島進一後援会草進会 | 鶴岡市道田町21番29号 | 草 島 進 一 | 平成24. 6. 5 |

**山形県選挙管理委員会告示第41号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成24年8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名  | 指定取消年月日     |
|------------------------|---------|-----------|----------------|---------|-------------|
| 阿 部 典 子                | 山形市議会議員 | あべ典子を励ます会 | 山形市城北町一丁目19番9号 | 阿 部 典 子 | 平成23. 12. 4 |

**山形県選挙管理委員会告示第42号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により平成23年10月21日付け山形県選挙管理委員会告示第57号にて公表した平成23年4月10日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

|              |       |      |           |        |                                      |        |
|--------------|-------|------|-----------|--------|--------------------------------------|--------|
| 候補者氏名        | 柴田 雅章 | 所属党派 | 無 所 属     | 期間     | 平成23年 3 月 11 日から<br>平成23年 4 月 12 日まで | 第 1 回分 |
| 出納責任者氏名      | 鈴木 裕子 |      |           |        |                                      |        |
| 収入           |       |      |           | 支出     |                                      |        |
| 主たる寄附        |       |      |           | 人件費    | 630,000円                             |        |
| 〔氏名〕         | (職業)  |      | (寄附額)     | 家屋費    | 175,200                              |        |
| 〔団体名〕        |       |      |           | 選挙事務所費 | 55,000                               |        |
| 民主党山形県総支部連合会 | 政党    |      | 600,000円  | 集会会場費  | 120,200                              |        |
| 山形の未来を考える会   | 政治団体  |      | 55,000    | 通信費    | 113,420                              |        |
| 柴田悦夫         | 会社役員  |      | 500,000   | 交通費    | 11,589                               |        |
| 柴田真弓         | 会社役員  |      | 500,000   | 印刷費    | 1,073,142                            |        |
| 小野塚勝俊        | 衆議院議員 |      | 20,000    | 広告費    | 357,210                              |        |
|              |       |      |           | 文具費    | 16,946                               |        |
| その他の寄附       | 5件    |      | 43,400    | 食糧費    | 118,938                              |        |
| その他の収入       |       |      | 1,000,000 | 休泊費    | 0                                    |        |
| 今回計          |       |      | 2,718,400 | 雑費     | 7,225                                |        |
| 前回計          |       |      | 0         | 今回計    | 2,503,670                            |        |
| 総計           |       |      | 2,718,400 | 前回計    | 0                                    |        |
|              |       |      |           | 総計     | 2,503,670                            |        |

|              |         |            |
|--------------|---------|------------|
|              | 項 目     | 金 額        |
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 1,073,142円 |
|              | 計       | 1,073,142円 |

|       |                |
|-------|----------------|
| 訂正年月日 | 平成24年 7 月 12 日 |
|-------|----------------|

|         |        |      |            |        |                                   |        |
|---------|--------|------|------------|--------|-----------------------------------|--------|
| 候補者氏名   | 金子 敏明  | 所属党派 | 無 所 属      | 期間     | 平成22年12月23日から<br>平成23年 4 月 21 日まで | 第 1 回分 |
| 出納責任者氏名 | 佐々木 健夫 |      |            |        |                                   |        |
| 収入      |        |      |            | 支出     |                                   |        |
| 主たる寄附   |        |      |            | 人件費    | 545,200円                          |        |
| 〔氏名〕    | (職業)   |      | (寄附額)      | 家屋費    | 1,243,450                         |        |
| 〔団体名〕   |        |      |            | 選挙事務所費 | 1,185,350                         |        |
| 金子敏明後援会 | 政治団体   |      | 1,800,000円 | 集会会場費  | 58,100                            |        |
|         |        |      |            | 通信費    | 454,597                           |        |
| その他の寄附  | 0件     |      | 0          | 交通費    | 0                                 |        |
| その他の収入  |        |      | 2,200,000  | 印刷費    | 1,058,064                         |        |
| 今回計     |        |      | 4,000,000  | 広告費    | 745,500                           |        |
| 前回計     |        |      | 0          | 文具費    | 0                                 |        |
| 総計      |        |      | 4,000,000  | 食糧費    | 41,580                            |        |
|         |        |      |            | 休泊費    | 0                                 |        |
|         |        |      |            | 雑費     | 90,579                            |        |
|         |        |      |            | 今回計    | 4,178,970                         |        |
|         |        |      |            | 前回計    | 0                                 |        |
|         |        |      |            | 総計     | 4,178,970                         |        |

|              |         |            |
|--------------|---------|------------|
|              | 項 目     | 金 額        |
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 1,058,064円 |
|              | 計       | 1,058,064円 |

|       |               |
|-------|---------------|
| 訂正年月日 | 平成24年 8 月 2 日 |
|-------|---------------|



## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件                                          | 予 定 価 格    |
|-------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------|------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番<br>68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>6階603会議室    | 平成24年10月4日（木）<br>午前10時30分 | 山形市飯田西四丁目661番3<br>宅地 307.49平方メートル                        | 9,310,000円 |
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>1階12号会議室 | 平成24年10月5日（金）<br>午前11時    | 鶴岡市大山三丁目28番51<br>宅地 321.45平方メートル                         | 3,697,000円 |
|                                                 | 平成24年10月5日（金）<br>午後1時30分  | 鶴岡市長沼字上新田134番5<br>宅地（実測）200.89平方メートル<br>（公簿）198.86平方メートル | 897,000円   |
|                                                 | 平成24年10月5日（金）<br>午後3時     | 東田川郡庄内町宮曾根字家の前6番7<br>宅地 402.28平方メートル                     | 1,680,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                 | 場 所                                      | 日 時                       |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------|
| 山形市飯田西四丁目661番3<br>宅地 307.49平方メートル                        | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎 6階603会議室    | 平成24年9月13日（木）<br>午前10時30分 |
| 鶴岡市大山三丁目28番51<br>宅地 321.45平方メートル                         | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎 1階12号会議室 | 平成24年9月14日（金）<br>午後1時30分  |
| 鶴岡市長沼字上新田134番5<br>宅地（実測）200.89平方メートル<br>（公簿）198.86平方メートル |                                          |                           |
| 東田川郡庄内町宮曾根字家の前6番7<br>宅地 402.28平方メートル                     |                                          |                           |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年9月28日まで縦覧に供する。

平成24年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテ山形嶋南店

山形市嶋南三丁目16番7外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成24年3月30日

3 意見の概要

(1) 意見を出した者

嶋南町内会

(2) 意見の概要

イ 出店予定地は準住居地域となっているが、東南側に隣接する地域は、第一種低層住居専用地域を含む閑静な住宅地であることから、平穏な生活環境及び財産権の維持のための配慮をすること。

ロ 深夜営業中の治安対策及び駐車場付近の騒音対策並びに交通渋滞への対応を十分に行うこと。特に、店舗南側に堅固なフェンスを設置すること。

ハ 開店後において、深夜の騒音等諸問題が生じた場合は、対応窓口を明示して迅速な実態調査を行うとともに、必要な改善措置を実施すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成24年3月30日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成24年8月28日

山形県監査委員 船 山 現 人

山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門

山形県監査委員 小 山 壽 夫

山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関                       | 指 摘 事 項            | 措 置 の 内 容                                                                                          |
|------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴岡乳児院                        | 支出事務が適切でないものがある。   | 支払遅延防止にあたっては、納品検査書を支出事務担当者及び所属長が、支払遅延しているものがないか定期的に確認し、支払が遅れているものがあれば請求書を業者に催促する等を行うよう事務を改善いたしました。 |
| 金山高等学校<br>山辺高等学校<br>朝日少年自然の家 | 支出事務が適切でないものがある。   | 支出事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員により業務完了及び請求・受付の確認を行う等により事務のチェック体制を強化し、事務処理に遅延が起らないよう改善しました。       |
| 旧酒田商業高等学校<br>旧酒田北高等学校        | 契約事務が適切でないものがある。   | 契約事務の執行にあたっては、関係法令等への理解を深め、法令に基づいた適正な事務処理を行うよう改善しました。                                              |
| 霞城学園高等学校                     | 執行管理体制が適切でないものがある。 | 支出事務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善しました。                           |
| 山形工業高等学校                     | 財産の管理が適切でないものがある。  | 財産の管理にあたっては、関係法令等に基づき、目的外使用許可申請があった場合は、速やかに適否の決定を行う等、適正に事務を執行するよう改善しました。                           |

平成24年 8月28日印刷  
平成24年 8月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056